

小規模企業の経営者が利用できる退職金制度を知りたい

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象者

- (1) 建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業、サービス業（宿泊業、娯楽業に限る）等を営む場合は、常時使用する従業員の数が20人以下の個人事業主または会社の役員
- (2) 商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が5人以下の個人事業主または会社の役員
- (3) 事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員、常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
- (4) 常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- (5) 常時使用する従業員の数が5人以下の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- (6) 上記（1）（2）に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主1人につき2人まで）

★上記の場合であっても、事業を兼業している給与所得者や中小企業退職金共済制度の被共済者である場合などはご加入いただけません。

内 容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢又は役員を退職した場合に掛金月額・納付月数に応じて共済金を受け取れます。

(1) 毎月の掛金

掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円単位）で自由に選べます。加入後も掛金月額は増額・減額できます。また払込み方法も「月払い」「半年払い」「年払い」からお選びいただけます。

(2) 税法上の取扱い

- ①その年に納付した掛金は、その年分の課税対象所得から全額所得控除できます。
- ②一括して受け取られる共済金は退職所得、10年又は15年で支払われる分割共済金は公的年金等の雑所得として取り扱われます。
- ③なお、65歳未満で任意解約等の場合は一時所得として取り扱われます。

(3) 契約者貸付制度

共済契約者が納付した掛金から算定した貸付限度額の範囲内で、事業資金等の貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）が受けられます。

活用方法

- (1) 下記お問い合わせ先の担当者から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書に必要事項を記入し申し込んでください。なお、申込時に現金を添えることなく申込手続きができるようになりました。ご希望により現金で納付することもできます。
- (2) 中小企業基盤整備機構（中小機構）の加入審査後、加入が認められた場合は中小機構から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
- (3) 廃業・死亡、老齢給付あるいは役員を退職した場合、加入手続きを行った委託機関に共済金の請求をしてください。
- (4) 共済金の請求を行った後、中小機構の審査が済み次第、支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先

（公財）福岡県中小企業振興センター経営支援部 取引支援室 情報取引推進課

TEL：092-622-6680 FAX：092-624-3300 <http://www.joho-fukuoka.or.jp>

最寄りの商工会議所・商工会・福岡県中小企業団体中央会（巻末の「お問い合わせ先一覧」参照）、金融機関

